

びわこ学院大学短期大学部 自然災害被災者特別支援制度

災害救助法が適用される自然災害で被災した受験生・入学予定者および在學生に対して、入学検定料や学費の特別措置を行う。

1. 対象者

災害救助法適用地域に本人または父母のいずれか（または家計支持者）が居住しており、以下の被災状況にある受験生・入学予定者および在學生

【被災状況】

- ①災害により父母のいずれか（または家計支持者）が亡くなられた場合
- ②災害により父母のいずれか（または家計支持者）が負傷され、長期の入院や加療が必要な場合
- ③災害により父母のいずれか（または家計支持者）の家屋が全壊（全焼）した場合
- ④災害により父母のいずれか（または家計支持者）の家屋が半壊（半焼）もしくは一部損壊、床上浸水し、引き続き同家屋に居住することが困難と認められる場合
- ⑤災害により家計支持者の失業や減収により学資支弁が困難となった場合
- ⑥災害救助法適用地域の対象となる自然災害の影響により、避難生活を余儀なくされていると認められる場合

2. 措置内容

- 1) 受験生に対する入学検定料の全額免除
- 2) 入学予定者および在學生に対する入学金・授業料・教育充実費または施設設備費は被災状況により、下表のとおり特別措置を行う。

区分	被災状況	入学年度			2年次以降
		入学金	授業料	教育充実費 または 施設設備費	授業料
①	災害により父母のいずれか（または家計支持者）が亡くなられた場合	全額免除	全額免除	全額免除	半額免除を上限として再審査により決定する
②	災害により父母のいずれか（または家計支持者）の家屋が全壊（全焼）した場合	全額免除	全額免除	全額免除	
③	災害により父母のいずれか（または家計支持者）が負傷され、長期の入院や加療が必要な場合	全額免除	半額免除	半額免除	
④	災害により父母のいずれか（または家計支持者）の家屋が半壊（半焼）もしくは一部損壊、床上浸水した場合	半額免除	半額免除	半額免除	
⑤	災害により家計支持者の失業や減収により学資支弁が困難となった場合	全額または半額免除	全額または半額免除	全額または半額免除	
⑥	災害救助法適用地域の対象となる自然災害の影響により、避難生活を余儀なくされていると認められる場合	全額または半額免除	全額または半額免除	全額または半額免除	

全額または半額免除・提出された申請書および被災状況証明書をもとに学長・理事長が決定する。

3. 適用期間

2年次以降は改めて審査を行い、被害と復興の状況に応じて、授業料の半額免除を上限とし継続等を決定する。また、勉学意欲を失ったことが明確な場合は資格を取り消すことがある。

【判断基準】 正当な理由がなく、出席日数不足による受験資格喪失科目が年間3科目以上

4. 提出書類

特別措置申請書の他、被災状況を証明する以下の書類を提出。

- (1) 罹災^{りさい}証明書（消防署または各自治体が発行）
- (2) 住民票や戸籍抄本など
 - ・被災によって父母のいずれか（または家計支持者）が亡くなられた旨の記載がされている書類
 - ・避難前の住所および避難されている現住所を証明する書類
- (3) 診断書
 - ・長期の入院・加療が必要であると証明できるもの
- (4) 給与明細など
 - ・災害による収入の喪失・激減等の状況を証明する書類

5. 申請期限・方法

受験生は、出願締切日までにびわこ学院大学短期大学部入学センターまで電話で連絡し、出願書類とともに申請書ほか必要書類を提出する。期限内に必要な書類の提出が困難な場合は、申請書のみを期限内に提出し、提出が可能になり次第至急提出する。

入学予定者は、びわこ学院大学短期大学部入学センターまで申請書ほか必要書類を提出する。

在学生は、学生支援課まで申請書ほか必要書類を提出する。

6. 結果通知

申請書および各必要書類が届き次第確認し、電話および郵送にて結果を通知する。

7. その他

- (1) 被災の復興状況等により、免除措置の見直し等を行う場合がある。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により特別措置を受けた場合は資格を取り消し、すでに免除を受けていた場合は実費を請求する。

8. 問い合わせ先

■ 受験生および入学予定者

びわこ学院大学短期大学部 入学センター

【電 話】 0748-35-0006 (直通)

【メール】 cl-admin@newton.ac.jp

■ 在学生

びわこ学院大学短期大学部 学生支援課

【電 話】 0748-35-0001 (直通)

【メール】 gakusei@newton.ac.jp